

令和 8 年度東京都立光明学園学校経営計画

本校は、東京都特別支援教育推進計画に基づき、それまでの都立光明特別支援学校と都立久留米特別支援学校を統合し、平成 29 年 4 月に肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校として開設した。これまで、開校後の 3 年間で体制構築期、その後の 4 年間で学園充実期として捉えて、学校経営に取り組んできた。

令和 5 年度末に校舎部分の建築が完了し、令和 6 年度から光明学園の「新たなステージ」として、質の高い授業づくりを中心に取り組みを始め、今後光明学園が発展するための礎となるよう 3 年間の中期目標を定めた。

今後は、100 周年を見据え、「伝統」と「挑戦」をキーワードに、特別支援学校の高い専門性を有する“学び続ける教員”を育成し、“授業力の光明”を目指していく。

なお、現在、国は中央教育審議会において、次期学習指導要領の改訂に向けて議論を進めている。議論の方向性を踏まえ、本校の次期中期目標（令和 9 年度から令和 11 年度）を令和 8 年度中に定めていく。

1 中期目標（令和 6 年度から令和 8 年度まで）

令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間で今後さらに継続発展していく光明学園のゆるぎない基盤作りの期間として捉え、令和 5 年度に学校運営連絡協議会で協議し提言を受け、今期中期目標を以下の 4 つの柱とした。

(1) 根拠に基づくより良い授業づくり

- ・アセスメント等を活用した児童・生徒の実態把握
- ・現行学習指導要領の確実な実施
- ・学習指導内容表の完成と活用
- ・実践事例の発信

(2) 教育環境の有効活用

- ・新校舎の設備の有効活用（図書館、屋上庭園、体育館等）
- ・ICT 機器等の指導及び業務への有効活用
- ・教育の DX 化を見据えた教育データの標準化

(3) 次代を担う教職員の育成

- ・若手教職員の育成
- ・中核教職員の育成

(4) 外部人材のさらなる活用

- ・重点課題への対応のための外部専門家の活用
- ・周辺業務への外部人材の活用

II 令和 8 年度 of 取組目標

1 重点目標

以下の重点目標は、中期目標に基づく令和 8 年度に特に重点的に取り組む内容である。

- (1) 重点目標 1 授業力の向上 ☆根拠に基づく授業づくりの力量形成

・数値目標 他の授業参観を年3回以上実施した教員の割合 90%以上

・方策

- ア 教員による他学部や他校等の授業参観の実施（年3回）
- イ 初任者への校内研修の充実（若手研修担当の非常勤教員の配置）
- ウ 一人1公開授業の確実な実施
- エ 本校の学園生に適した実態把握の方法（アセスメント）の工夫と実践
- オ 都教育委員会の研究指定校による研究（準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習、自立活動を主とする教育課程の充実）
- カ 全国公開研究会の開催（ポスター発表等を含めた授業実践の報告）
- キ 中堅教員等の指導力の向上（全肢研、関肢研への参加と実践発表）
- ク 授業者支援会議の改善（対象者の見直しと会議内容の焦点化）
- ケ 若手研修修了者等に重点を置いた外部専門家による具体的な助言を活用した授業改善
- コ 都教育委員会の授業実践に係る事業への参画（東京教師道場）
- サ 都立特別支援学校の教員による研究団体への参加（東京都特別支援学校情報教育研究協議会、東京都特別支援学校読書活動研究会、東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟）

(2) 重点目標2 学園生が安心して学校生活を送ることができる生活指導体制の構築

・数値目標 保護者、関係者評価「校内における事故の未然防止は行われているか」85%以上

・方策

- ア 校内における事故の未然防止の徹底
- イ 自然災害への対応や防犯対策など危機管理マニュアル等の見直し
- ウ 専用通学車両の運行を含む医療的ケアの確実な実施（試行実施からの知見を有効活用）
- エ いじめ・体罰防止、自殺防止教育推進会議を活用した早期把握と管理職等による面談の実施
- オ 心理面の支援に重点をおく教育相談体制の充実（SCの活用、専門研修の実施）
- カ 生徒等が抱える思春期特有の健康上の悩みへの対応（都立学校における産婦人科医を活用したユースヘルスケア事業）
- キ 西棟駐車場工事期間中の安全な登下校指導の体制の確立

(3) 重点目標3 効率的・機能的な学校組織の確立による組織力向上

・数値目標 教職員、委員評価「業務の計画や適切な進捗管理等にDX化など効率的な業務が実施できているか」80%以上

・方策

- ア 宿泊を伴う学校行事や各種事業の計画段階での校長レクの実施
- イ 重点業務一覧による業務の定期的な進捗管理
- ウ 副主任の設置
- エ 主幹教諭、主任教諭の職責に応じた自立的な業務の推進
- オ 学年主任がリーダーシップを発揮して行う学年経営に基づく教育の充実
- カ 生成AI等を活用した業務のDX化の推進
- キ 教職員用公用スマホの導入と適切な利活用

(4) 重点目標4 若手教職員等が働きやすく魅力的な職場環境の創出

・数値目標 教職員、委員評価「光明学園は働きやすい職場か」85%以上

・方策

- ア 都教育委員会の教職員アウトリーチ型相談事業の継続的な活用

- イ 本校の状況に応じた新規採用教員メンターの実施
- ウ 産業医との面談の実施
- エ 働き方改革につながる業務改善提案の実施

2 取組目標

次の項目は、これまで校内のプロジェクトチームを編成して取り組んできたもののほか、光明学園のミッションや地域での役割を果たしていくためのものなどである。

- (1) 目標 1 学園生が一体感と誇りをもてる教育活動等の展開
 - ・光明ライブラリー（図書館）及び図書館専門員を有効活用した言語活動等の展開と発信
 - ・懸垂幕等を活用した共同制作の実施
 - ・光美展開催や外部の展覧会への出品を含むアートに関する継続的な取組
 - ・ハンドサッカー、ポッチャ等障害者スポーツに関する大会への参加
 - ・学園の良さの発信（Xによる情報発信、校舎外・梅ヶ丘駅構内掲示板の活用）
- (2) 目標 2 特別支援学校学習指導要領の着実な実施と次期改訂を見据えた準備
 - ・観点別学習状況の評価を見据えた年間指導計画、個別指導計画の作成
 - ・「深い学びの実装」に関する情報収集と試行的取組
 - ・学習内容配列表に基づく年間指導計画の作成と授業実践の蓄積
- (3) 目標 3 都教育委員会の各種事業を踏まえた医療的ケアの安全な実施
 - ・法令及び都教育委員会のガイドライン等に基づく適切な実施
 - ・個別性が高い学園生への丁寧な説明と継続的な相談の実施
 - ・医療的ケア児専用通学車両の安全で適切な運行
- (4) 目標 4 成育医療研究センター等医療関係機関と連携した病弱教育の充実
 - ・成育医療研究センターとの定期的な連絡会の開催
 - ・病院訪問教育を実施している病院との連携
 - ・各病院における体験学習の実施
- (5) 目標 5 寄宿舍での生活を豊かにする取組の実施
 - ・高等部卒業後及び入舎期間終了後を見据えた個別の指導計画の作成と実施
 - ・健康状態を維持するため個別の保健指導の計画の作成と効果検証
 - ・寄宿舍の業務計画の見直し
- (6) 目標 6 本人・保護者の意向を尊重した就学相談及び入学相談・転学相談の実施
 - ・効果的な情報提供のための学校公開等の開催
 - ・就学希望者の学校見学及び授業体験の実施
 - ・区教育委員会や都教育委員会と連携し、本人や保護者の意向を踏まえた相談の実施
 - ・就学前施設や前籍校との情報交換による円滑な相談の実施
- (7) 目標 7 高等部卒業後を見据えた小学部段階からのキャリア教育の実施と進路指導の充実
 - ・小学部から高等部卒業後を見据えた進路指導計画の見直し
 - ・上級学部体験による進学意識の醸成
 - ・個のニーズに沿った進路先見学や職場体験、実習の実施
 - ・学区域の障害福祉課等と連携した進路先情報の提供
- (8) 目標 8 特別支援教育のセンター的機能を発揮した地域の公立学校との連携
 - ・学校間交流や副籍の機会を通じた地域の学校との連携の促進

- ・地域の学校での研修会や勉強会への協力
 - ・地域の学校への医療的ケアの実施に関する専門的な助言
- (9) 目標 9 地域の関係機関等との連携
- ・本校 PTA 活動への支援（関肢 P 連「東京大会」への協力）
 - ・世田谷区立梅丘図書館やうめとぴあを活用した学びの実践
 - ・地元自治会（松原 5・6 丁目自治会）との連携（絆フェスタ）
 - ・地元青少年松原地区委員会への協力（あいさつ運動）
 - ・近隣校の PTA との連携（ねずやま夢の学び舎）
- (10) 目標 10 個人情報等の適切な取り扱い
- ・紙資料の受け渡しと保管方法の徹底
 - ・各種申し込みの電子化（再掲）
- (11) 目標 11 都民サービスの更なる向上に向けた業務改善の徹底及びライフ・ワーク・バランスの推進
- ・ペーパーレスの実現、デジタルツールの積極的活用等業務の DX 化の推進
 - ・利用者の視点で自ら課題を見つけ、アジャイルに業務改善を実施
 - ・コンプライアンスの観点から、法令等遵守、公正な業務執行及び接遇の向上を徹底
 - ・生産性向上及び超勤縮減を通じたライフ・ワーク・バランスの実現